

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部長野県済生会会長・副会長及び役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部長野県済生会（以下「本支部」という。）規則第7条の二第3項の規定による会長、副会長及び役員に対する報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものである。

(役員の種類)

第2条 本規程でいう役員とは、本支部理事及び監事をいう。

(理事会の出席費用弁償)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により定めた額とする。

(支部長の報酬)

第4条 役員のうち、支部長の報酬については、その勤務実態に即して別表3のとおり支給する。

(旅費の支給)

第5条 役員には、当法人の職務を遂行するために要する費用の弁償として、別表第3により交通経費等の旅費を支給する。

2 旅費は、役員が理事会及びその担当する事務を遂行するための会議等に参加し、又は旅行したときに支給する。

3 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とし、本支部の旅費規程を準用する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等の支給は、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

2 その支給方法は、役員については、支給要件の発生の都度、現金により本人へ直接支給、又は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。なお、支部長にあっては、月の1日から末日までの期間についてその月額的全額を支給し、その支給日は翌月25日とする。ただし、その日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下この条において「休日」という。）又は土曜日に当たるときは、その直後の日曜日、休日又は土曜日でない日を支給日とする。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

会長、副会長及び役員報酬

区分	報酬額
理事会	半日ごとに 3,250 円
監事の監査	半日ごとに 3,250 円
その他法人運営業務、会議等	半日ごとに 3,250 円

別表第2（第4条関係）

支部長の報酬

役職名	報酬額
支部長	15,000 円/日

別表第3（第5条関係）

会長、副会長及び役員の旅費

交通経費	車賃	日当 (県外出張のみ)	宿泊料（限度額） (1泊につき)	
			県内	県外
実費額	37 円/km	2,200 円/日	9,800 円	10,900 円